

【自転車等の通勤費計算方法】

自転車等のみを利用する場合は、その者の使用する自転車等の種類及び使用区間（片道）に応じ、次の表に掲げる往復の通勤距離、燃費を用いて、次の算式により求められる額（算定される額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り下げた額）とする。ただし、自転車（原動機付自転車を除く。）の額については、「4キロメートル未満」の者は100円、「4キロメートル以上8キロメートル未満」の者は110円、「8キロメートル以上10キロメートル未満」の者は120円、「10キロメートル以上15キロメートル未満」の者は200円及び「15キロメートル以上」者は230円を上回らない額とする。

なお、ガソリン価格は、毎年4月1日に見直しを行うこととし、経済産業省石油製品価格調査の前2年間の平均価格とする。

往復の通勤距離（km）÷燃費（km/ℓ）×ガソリン価格（円）

自転車等の種類	自転車等の使用区間（片道）	往復の通勤距離	燃費
自転車（原動機付のものを除く。）	4キロメートル未満	6 km	30.00 km/ℓ
	4キロメートル以上8キロメートル未満	12 km	
	8キロメートル以上10キロメートル未満	18 km	
	10キロメートル以上15キロメートル未満	25 km	
	15キロメートル以上	35 km	
原動機付自転車及び自動車（自動二輪車に限る。）	4キロメートル未満	6 km	30.00 km/ℓ
	4キロメートル以上8キロメートル未満	12 km	
	8キロメートル以上10キロメートル未満	18 km	
	10キロメートル以上15キロメートル未満	25 km	
	15キロメートル以上20キロメートル未満	35 km	
	20キロメートル以上25キロメートル未満	45 km	
	25キロメートル以上30キロメートル未満	55 km	
	30キロメートル以上35キロメートル未満	65 km	
	35キロメートル以上40キロメートル未満	75 km	
	40キロメートル以上45キロメートル未満	85 km	
	45キロメートル以上50キロメートル未満	95 km	
自動車（自動二輪車を除く。排気量1500cc未満。）	4キロメートル未満	6 km	14.40 km/ℓ
	4キロメートル以上8キロメートル未満	12 km	
	8キロメートル以上10キロメートル未満	18 km	
	10キロメートル以上15キロメートル未満	25 km	
	15キロメートル以上20キロメートル未満	35 km	
	20キロメートル以上25キロメートル未満	45 km	
	25キロメートル以上30キロメートル未満	55 km	
30キロメートル以上35キロメートル未満	65 km		

	35キロメートル以上40キロメートル未満	75 km	
	40キロメートル以上45キロメートル未満	85 km	
	45キロメートル以上50キロメートル未満	95 km	
	50キロメートル以上55キロメートル未満	105 km	
	55キロメートル以上60キロメートル未満	115 km	
	60キロメートル以上	125 km	
自動車（自動二輪車を除く。排気量1500cc以上。）	4キロメートル未満	6 km	9.81 km/ℓ
	4キロメートル以上8キロメートル未満	12 km	
	8キロメートル以上10キロメートル未満	18 km	
	10キロメートル以上15キロメートル未満	25 km	
	15キロメートル以上20キロメートル未満	35 km	
	20キロメートル以上25キロメートル未満	45 km	
	25キロメートル以上30キロメートル未満	55 km	
	30キロメートル以上35キロメートル未満	65 km	
	35キロメートル以上40キロメートル未満	75 km	
	40キロメートル以上45キロメートル未満	85 km	
	45キロメートル以上50キロメートル未満	95 km	
	50キロメートル以上55キロメートル未満	105 km	
	55キロメートル以上60キロメートル未満	115 km	
	60キロメートル以上	125 km	